

都営住宅等の共益費徴収事業に関するご案内（概要版）

1 共益費の徴収について

近年、高齢化の進行などに伴い、各戸訪問による共益費の徴収や草刈りなどの共用部分の管理が大きな負担になっているとの声が聞かれるようになってきました。

このため、自治会等で実施している共用部分の管理のうち一部を、希望する団地について、東京都が実施し、その費用を住宅使用料と一緒に共益費として徴収する事業を行います。

2 都が徴収する共益費の範囲について

現在、自治会等で実施している共用部分の管理について、以下の①～④のうち、自治会等から希望のあった項目を東京都が実施し、その費用を毎月の住宅使用料とともに徴収します。

- (1) 共用部分の電気料金、水道料金等の支払い
- (2) 共用灯・街路灯の電管球の交換作業
- (3) 草刈り、中低木の刈込み・せん定
- (4) 落ち葉の清掃（落葉時期のみ）



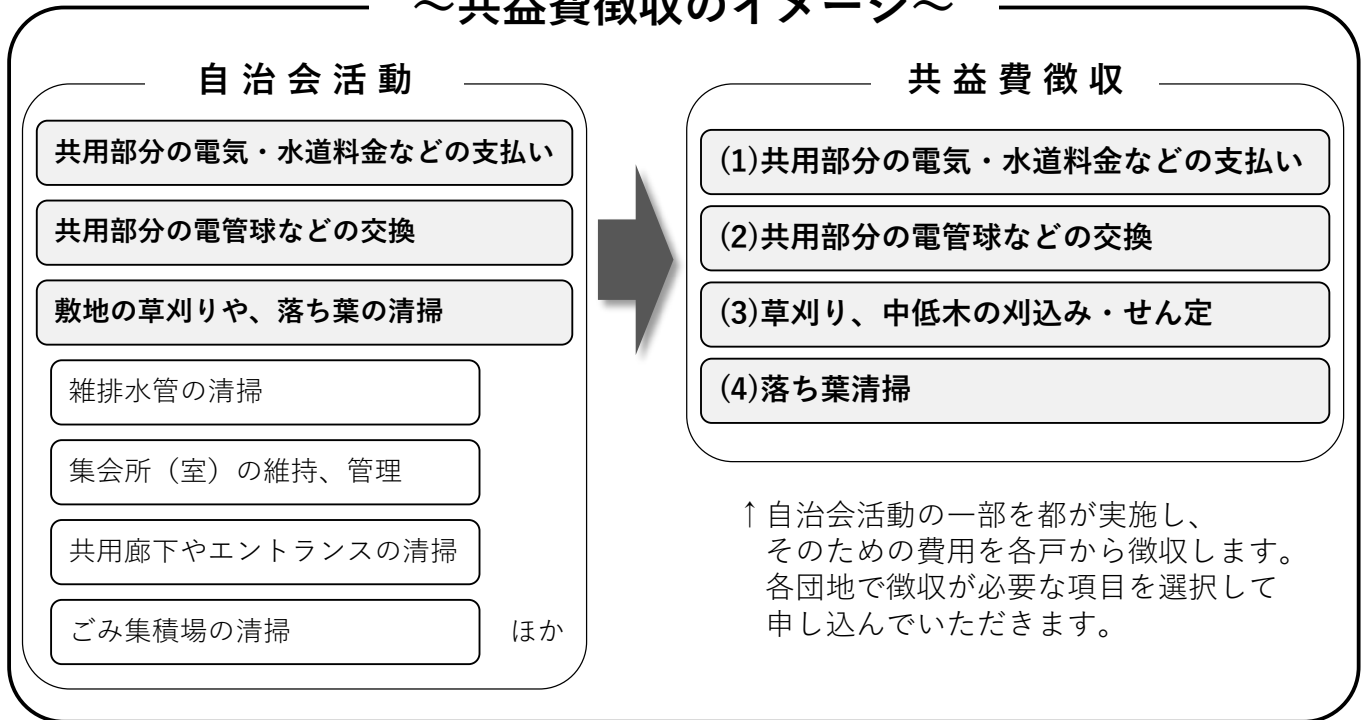
3 申込みから徴収までの流れ

- 自治会の規約に基づく決議等で共益費徴収の申込みについて決定します。
（自治会がない場合、又は総会を開催できない場合は、お住まいの世帯の4分の3以上の同意を得て申込みます。）
- 申込みの決定を全世帯へ周知し、必要書類を添付のうえ申込書を提出します。
（6/30 締切）
- 申込後に、都（公社）において、団地ごとの1か月当たりの共益費金額を算定します。算出した金額を、自治会等の代表者の方宛にご連絡します。（10月～11月頃を予定）
この時点で、申込みを取り下げることが可能です。
- 自治会等の代表者の方と都との間で協定を締結し、令和9年4月から、共益費の徴収を開始します。

4 実施にあたっての注意事項

- 電気料金等の支払業務や月々の実績管理、共益費改定作業等を行う費用として、附帯事務費（4.5%）を含めて徴収します。
- 今回徴収を開始する範囲の共益費については、生活保護受給世帯も含めて免除の取扱いはありません。また、住戸別に金額を調整することもできません。
- 共益費の金額は、過不足の状況を踏まえて年度ごとに見直しを行い、原則として毎年4月から見直し後の金額を適用します。

～共益費徴収のイメージ～



～共益費徴収の範囲について～

(1) 共用部分（集会所を含む）の電気・水道料金等の支払

共益費徴収対象

廊下灯、エレベーター動力、ポンプ室電灯・ポンプ動力、集会所電灯、共用水栓、集会所水道、集会所ガス など

皆さまが行うもの

他自治会と共同で使用しているメーター

(2) 共用部分の電管球などの交換

共益費徴収対象

廊下灯、階段灯、屋外灯、集会所電灯 など

東京都が行うもの

駐車場灯、非常灯（廊下、階段等）

(3) 草刈り、中低木の刈込み・せん定（草刈り：年2回 中低木の刈込み・せん定：年1回）

共益費徴収対象

敷地内の緑地、3メートル未満の樹木（中低木）

東京都が行うもの

3メートル以上の樹木（高木）
生垣、駐車場・受水槽のフェンス内の草刈

(4) 落ち葉清掃（落葉時期のみ、年4回）

共益費徴収対象

敷地内の落ち葉（掃き集めることが可能なもの）

皆さまが行うもの

排水溝や側溝の掃除、
落ち葉以外のゴミ（空き缶、ペットボトル等）など

※ 上記に記載のない共用部分の管理及び費用負担は、引き続きお住まいの皆さまで行ってください。